

(第5編)

第3章 再審理 (の不服申立て)

第954条 ① 以下の場合には、確定判決の再審理を申し立てできる：

a) 後で虚偽と宣言された書類または証言を、暴力または強制あるいは第三者によって行われたその他の罰せられる行為により被告人から引き出された自白を証拠として評価した確定刑事判決によって有罪とされた場合。ただし、そのために続行された刑事訴訟手続きの確定判決でこれらの出来事が宣言された場合に限る。その目的で開始された刑事訴訟手続きが、時効、不出廷、被告人の死亡または本案の評価をもたらさないその他の理由により棚上げされた場合、(後続訴訟手続きでの) 有罪判決は (その再審理請求には) 要求されない。

b) その再審理が請求される判決が下された訴訟手続きで下されたなんらかの裁定により (それに) 介入した上級裁判官または (一人制裁判所の) 裁判官のなんらかの者に不正行為の罪により有罪とする確定刑事判決が、(再審理請求される) 判決が異なることなくして、下された場合。

c) 同じ (犯罪) 行為および被告人に対して2つの確定判決が下された場合。

d) 判決後に、もし (裁判に) 持ち寄られていれば、無罪またはより軽い刑が下されたであろう事実または証拠要素を知ることとなった場合。

e) ある先決問題がある刑事裁判所によって裁定されて、その先決問題の裁定に権限を有する非刑事裁判所によってその後その刑事判決と矛盾することになる確定判決が下される場合。

② 自立的没収の確定判決の中で証明されたと宣言された事実と、場合によって、下された確定刑事判決で証明されたと宣言された事実との間の矛盾は、その (自立的没収の確定判決の) 再審理の理由となる。

③ ある確定司法裁定の再審理を、欧州人権裁判所(Tribunal Europeo de Derechos Humanos)がその裁定は人権および基本的自由の保護のための欧州条約およびその議定書によって認められる権利のいずれかに違反して下されたと宣言した場合には、申し立てできる。ただし、違反が、その性質と重大さにより、持続して、そのような再審理以外の方法では停止しない影響を内包する場合に限る。

この場合、欧州人権裁判所への原告であった者のみが、この (再審理の) 不服申立てを提起する当事者適格を有して、再審理を申し立てできる。申立ては、当該裁判所の判決が確定してから1年以内に行われなければならない。

(本条の最終改訂。2015年)

第955条 有罪判決を受けた者は、場合によって、再審理を発起・提起する当事者適格であり、また、その者が死亡している場合には、その配偶者、その者と配偶者と同様に同居していた者、尊属および卑属は、死亡者の名誉回復、場合によって、真犯人を処罰することを目的として再審理を発起・提起する当事者適格である。

第 956 条 恩赦・司法省は、再審理の) 相当な理由があると判断した場合には、(訴訟) 手続きを取った後で、最高裁判所対応検察官に対し再審理を提起するよう命じることができる。

第 957 条 (最高裁判所第二) 裁判部は、検察庁の意見を聞いた上で、再審理の提起を承認するか拒否する。裁定を下す前に、裁判部は、それを適切であると考え、また、事件が引き起こす合理的な疑念が発生すると、適切と考える手続きを講じるよう命令できる。そのために必要な司法協力を要請できる。(再審理) 提起の承認または拒否を取決める決定は、いかなる不服申立ての対象とならない。再審理が承認されると、発起人にはその提起のために 15 日間の猶予が与えられる。

第 958 条 第 954 条第 1 号 (*注) の場合、裁判部は判決間の矛盾を、実効上存在する場合、宣言し、両方の判決を無効にし、事件を犯罪の審理を担当する裁判所に訴訟を再度審理するよう命じる。

同条第 2 号 (*注) の場合、裁判部は、その死亡が罰せられた (ところの) 者の身元が確認されると、確定判決を取り消す (???)。

同条第 3 号 (*注) の場合、裁判部は文書の虚偽を確認した執行判決に鑑みて同様の裁定を下し、事件の審理を担当する裁判所に対し、訴訟を再度審理するよう命じる。

同条第 4 号 (*注) の場合、裁判部は補足情報を求める指示を出し、検察官にそれを知らせ、その中で有罪判決を受けた者の無罪が証明された場合、刑は取り消され、場合によって、犯罪を審理すべき者に再度訴訟を審理するよう命令される。

(訳者注: 本条は、参照される条(954 条) と内容的に合致しない。)

第 959 条 再審理の不服申立ては、検察官を書面で 1 回だけ (聞いて)、また、召喚されなければならない有罪判決を受けた者を (これまでに出席しなかった場合) 1 回だけ聞いて、審理される。訴訟記録に前歴を追加するよう要請された場合、裁判部はこれに関してより適切であると判断するものを取り決める。その後、再審理は法律違反を理由とする破棄請求について定められた手順に従い、裁判部は、口頭報告ありまたはなしで、事件の状況に照らして (部内の) 合意内容に応じて、判決を下す。これは撤回不能である。

第 960 条 取り消された確定判決の結果、有罪判決を受けた者がなんらかの体刑を受けていた場合で、新たな判決により新たな体刑が科される場合、それまでに受けた期間全体およびその重さが、新たな体刑の履行の際に考慮される。

再審理の結果、無罪判決が下された場合、利害関係者またはその相続人は、普通法に従って生じる民事賠償金を受け取る権利を有し、その民事賠償金は国が支払う。ただし、責任を負う判決裁判官または裁判所、または、直接責任があると言われた者またはその相続人に対して国が求償する権利を害しない。

第 961 条 検事総長(Fiscal General del Estado)は、また、自らが実施した調査に基づき、再審理が適切であると、かつ、再審理をするのに相当な根拠があると考える事件を知った場合、再審理を提起できる。